

○議長（小林哲雄）

日程第8 議案第8号 開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、人事院勧告及び神奈川県人事委員会の給与等に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額の改定を行う必要があることから、関係条例の一部改正を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

それでは、朗読させていただきます。

議案第8号 開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月3日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、議案第8号の開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて、ご説明申し上げます。

今回の条例改正でございますけれども、昨年、26年の勧告の中で、昨年度に関しましては、給料表の平均0.3%引き上げ、期末勤勉手当を0.15月分の引き上げ、通勤手当の引き上げ等が勧告されました。昨年、議会の11月会議において条例改正させていただいたところでございます。

この勧告の中で、平成27年度からの勧告も同時に出されておまして、給料表や諸手当のあり方等を含めた給与制度の総合的な見直しが勧告されてございます。その内容について、ご説明させていただきます。

第一に、民間賃金の低い地域における官民給与の実情により、適切に反映するための見直し。

第2に、官民の給与差を踏まえた50歳代後半層の水準の見直し。

第3に、円滑な人事運用の要請等を踏まえた諸手当の見直しとされてございます。

具体的には、民間賃金の低い地域における官民給与差を踏まえ、給料表を平均2%引き下げることでございます。その上で給料表の規定に伴いまして、地域手当で支給割合を段階的に引き上げ、3年間で見直すこととされてございます。

また、諸手当の見直しとしましては、災害への対処等のため、平日の深夜、午前零時から午前5時までの間に勤務した場合に、勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内で支給されるようになってございます。

今回上程させていただきました、開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する

条例の制定につきましては、この人事院勧告等に鑑みまして、当町においても、国に準じて給料の引き下げなどの改定を行うものとしたものでございます。

条例改正の内容でございますけれども、先ほども申しましたように、給料表の改定、平均で2%の引き下げ、地域手当におきましては、当町では、現在3%としているところでございますけれども、今回の勧告で、小田原市におきましては、地域手当が3%から10%となりました。3年間で段階的に引き上げを行うこととなっております。小田原市においては、平成27年度において、3%から5%へ引き上げる予定でございます。当町においても、地域手当につきましては、小田原市と同じ生活圏内の地域にあることから、小田原市と同様な措置をとってまいりました。今回も、当町は小田原市と同様に5%へ引き上げる予定で条例案を上程させていただきました。

諸手当の見直しとしましては、管理職員特別勤務手当の新設、また管理職手当については、職務に応じた適正な給与配分、いわゆる職務給の原則、及び近隣市町との比較、いわゆる均衡の原則に基づきまして、当町は近隣市町より手当額が低く設定されてございます。条例上、上限15%を25%に引き上げさせていただくものでございます。なお、近隣市町では、25%を上限で設定されているのが現状でございます。

それでは、1ページをご覧くださいと思います。

開成町条例第 号 開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

開成町職員の給与に関する条例の一部改正。

第1条 開成町職員の給与に関する条例（昭和39年開成町条例第6号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

まず、第15条になります。管理職手当でございます。上限を「100分の15」を「100分の25」に改正するものでございます。

次に、第15条の2になります。管理職員特別勤務手当でございます。第1項では、週休日までは休日を「週休日等」と規定してございます。第2項で、週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間に災害への対処等により勤務した場合に限りまして手当を支給する規定でございます。

第3項第2号では、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内としてございます。

第4項では、前2項から前3項に規定を改正し、支給に関しては規則で定めるとしてございます。

第16条でございます。期末手当に関する規定でございます。第1項と第4項で、附則第14項第4号を削除してございます。この規定でございますけれども、平成22年に定めた規定でございます。55歳を超える職員に対しましては、当分の間、1.5%減額措置がとられてございます。今回の人事院勧告の中で廃止されていることから、今回、削除するものでございます。

第17条の勤勉手当についても同様な措置をとってございます。第17条第2項第1号では、昨年12月に0.15月分引き上げをさせていただいてございます。「100分の82.5」としたものを、6月と12月の勤勉手当に均等に配分するため、「1

00分の75」に改正する規定でございます。

第2号では、再任用職員の昨年の12月に0.15引き上げ、「100分の37.5」としたものを6月と12月の勤勉手当に均等に配分するため、「100分の35」に改正する規程でございます。

4ページでございます。附則第12項で、地域手当につきまして、改正前、「100分の3」を「100分の5」に改正するものでございます。

第14項から7ページの第17項まででございますけれども、こちらの規定でございます。平成22年から55歳を超える職員の給料月額、各種手当、期末手当、勤勉手当を1.5%減額している規定を削除するものでございます。

続きまして、8ページから12ページまでは、平均で2%減額した給料表となっております。

13ページをご覧くださいと思います。こちらは特別職の職員で、常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。

第2条、開成町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和40年開成町条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第3条第2項になります。改正前、6月支給が「100分の145」、12月支給が「100分165」となっております。改正後は、6月支給が「100分の152.5」、12月支給は「100分の157.5」に改正するものでございます。こちらも均等に配分するための改正規定でございます。

続きまして、14ページをご覧くださいと思います。こちらは開成町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。

第3条、開成町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年開成町条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

任期付職員の給料月額を職員と同様に、平均2%引き下げるものでございます。改正前1号給が37万7,000円を37万、2号給が42万6,000円を41万8,000円、3号給が47万9,000円を47万、4号給は、54万2,000円が53万1,000円にそれぞれ改正するものでございます。

続きまして、開成町職員の給与に関する条例の一部改正第4条になります。開成町職員の給与に関する条例（平成18年開成町条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

こちら附則第4項から附則の第6項までの規定でございますけれども、こちらは平成18年の人事院勧告に基づきまして、給与構造改革が行われまして、記された給与に対しまして、現給保障が行われてございます。その現給保障者の取り扱いについての経過

措置が記載されていますが、今回の勧告で、給料が平均2%減額されるため、平成18年から実施された現給保障規定を削除するものでございます。

附則でございます。第1項は、条例の施行日を平成27年4月1日としてございます。

第2項につきましては、給料表を平均2%引き下げのを伴う規定でございます。

第3項は、給料の引き下げに伴い、平成30年3月31日までの間、こちら3年間になりますけれども、現給保障する規程でございます。

第4項は、給料の引き下げに伴いまして、現給保障者の管理職手当支給に関する規定でございます。

第5項は、委任規定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

1番、菊川敬人議員。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。まず、第15条のところで、「100分の15」を「100分の25」に引き上げるといふこと、条例の中で管理又は監督の地位にあるということになっています。

それとあわせて、15条の2のところでも管理職手当というのがあるんですが、ここの管理、または監督者と分けてあるところがちょっと理解できない。わからないということ、で、「100分の25」が果たして妥当かなというのが疑問な部分でありまして、一般的によく言われるのは、管理監督者という言い方をされるんですが、これは分けてあります。管理者、あるいは監督者、管理職というのをどういう定義をされているのか、まずちょっと私理解不足ですから、まず、ここのところのご説明をお願いしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

それでは、ご質問にお答えさせていただきたいと思います。管理又は監督の地位にあるものということ、こちらはうちでいいますと、部長、課長、管理職ということ、職員を管理するというのもおかしいんですけども、職員を管理とか監督、課のトップといっちはおかしいんですけど、あと部のトップという意味合いでございまして、基本的には、うちでいう、部長、課長のことを指してございます。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

私も労基法なんか、企業にいたときにいろいろ見たり、実際携わったりしたことがあるのですが、管理監督者という、労基法上では、管理監督者というのは、経営者と一体的な地位にある管理監督者です。こういう方は、労基法上では時間外とか、休出とかと

いうところは該当しない。出ても該当しない。やっても、手当には該当しないよということになっているんですが、一般的な企業では、そういう形になっています。管理職も特にそうですが。そこら辺のところを町として、一般企業との比較の仕方というのは、どういうふうな見方で見ておられるか、お教えいただきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

行政推進部長。

○行政推進部長（石井 護）

今、労基法の関係ということですがけれども、実際、私も、これが今、菊川議員が言われた条項が、労基法のどの部分にというのは、ちょっと認識していないんですが、基本にご存じのとおり労基法の大部分というのは、公務員の適用除外の部分がありますので、そこに当たっているかどうかというのは別としまして、そういったところからすると、人事院の勧告で言っている部分については、管理職特別勤務手当というのは、経営者ということではなくて、先ほど課長が申し上げた、部長、課長の管理職といったものについて明確に示したものでございますので、言い方としては、労働基準法との関連もあろうかと思っておりますけれども、別に解釈していただければと思います。

○議長（小林哲雄）

2番、高橋久志議員。

○2番（高橋久志）

2番、高橋です。地域手当について質問させていただきます。人事院勧告の総合的な見直しが出されています。地域の民間給与水準を踏まえて、俸給等は水準を平均で2%引き下げる。これを補填するために、地域手当が生み出されたとは私は理解しているところです。

そこで私の質問ですが、地域手当については、1級地から7級地までそれぞれ出されていると理解をしているところです。

例えば、2級地については、横浜市で15%、16%ですね。6級地については、三浦市、葉山町、二宮町で6%ということで、開成町については5万人以上という関係がございまして、これに該当しないという形になります。

さて、そこで町の当町の対応として、地域手当については、小田原市と同様に2%引き上げる。3%から5%、それは的を射た提案だと私は理解をしているところです。

そこで小田原市については、先ほど言ったように、ご当地10%になっておりまして、これを3年間で計画的に実施をすると。先ほど説明でもございましたけれども、そうしますと、開成町は、何級地という等級に入っていないけれども、今後については、小田原市並みに10%に持っていくというふうに私たちは理解しているのかどうかですね。それは例えば、二宮の6級地でいえば6%と、こういう形の指針が出されているわけですが、けれども、どういう形になってくるのかどうか。町では、小田原市と同等の関係を維持していくと再三言われている経過もございまして、この地域手当、等級との絡み、3年間で是正する関係を含めて、説明をお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

行政推進部長。

○行政推進部長（石井 護）

今のご質問ですけれども、まず、前段でおっしゃられた部分、これは議員のおっしゃられるとおりであって、全体で給与を2%下げる。そのかわりというか、その原資を地域手当に持って行って、地域手当の勧告が大幅に変わった。最高は、東京都23区は20%という形も出てございます。その後、今、議員のおっしゃったとおりでございますけれども、ただ、その中身としては、まさに全体のパイとすれば変わらないような形になるんですけれども、引き下げの幅が平均2%ですけれども、今回の勧告の中では若手の部分、例えば、1級、2級に属する部分というのは下がっていないんです。だから、その給料表によって違う。ちょっと言葉はあれですけれども、熟年の職員にいくほど下がってきているような給料表になってきているということでございます。

それで、その原資をもとにして地域手当ということでございますけれども、3年間というのは、うちの町ですと職員自体が少ないですから、それほど影響はないんですけれども、やはり小田原市とか、大きい市になると、いきなり3%、5%という形に上がると、相当な人件費の物すごい影響があるので、そういうことが加味されたのだろうということで、3年間で10%に持っていくよということの仕組みになっております。

今後どうするのかというのは、私の口からはあれなので、町長の答弁になるかと思っておりますけれども。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

地域手当については小田原に準じると。小田原が下がれば下げてきたし、今回、小田原が上がるというので上げると。そういう方向でこれからも考えていきますので、基本的に小田原に準ずる地域手当を開成町職員には出すということでお願いたします。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

そうしましたら、小田原市は、3年間、段階的に10%にすると。今日の提案は、3%から5%と私は理解をしますけれども、これは状況を見て判断をすると受けとめていいかどうか。その辺のところを聞かせていただきたい。

○議長（小林哲雄）

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

それでは、ご質問にお答えさせていただきたいと思っております。高橋議員のおっしゃるとおり、小田原市に関しましては、こちらの人勧で10%というのが出てございます。その市によりまして、必ずするかどうかというと、また何とも言えない。この先、社会情勢の変化とか、経済状況とか、いろいろあると思っております。今回に関しましては、小田原市さんは5に上げると。3年後、10に、人勧では出てはございますけれども、その先までは

まだ決まっていないのが現状だと思いますので、今回に関しましては、小田原市さんが5で、うちも5にするというところで、先に関しましては、今後の情勢次第だと、そういうことで認識をしております。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑あります。

8番、山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。今の地域手当の10という数字で、そもそも聞きたいのですが、小田原を基準とした10%というのは、説明の中でわかっているんですが、今回、条例の改正の中で、地域手当、8条の2の2項か、2項では、「100分の10」という数字が出た中で、地域手当額の特例というところで、特例の12ですね。附則の部分の12で、「100分の10」とあるものは、「100分の5」とするあらし方をしているのですが、単純に考えれば、ここの8条2項の部分で、「100分の5」にすればいいのではないのかなと思うのですが、あくまで「100分の10」を残しておいて、附則でつける意味というのが、小田原ありきなのか、条例で10というのを、そもそも論の中で位置付けた中でやっているのか。そこら辺確認をしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

行政推進部長。

○行政推進部長（石井 護）

おっしゃられることはよくわかって、そのとおりにかなとは思いますが、ただ、情勢がありまして、ご存じのとおり、そもそも「100分の10」、10%というのは、地域手当という前には、調整手当という形の中であらわしていただんですけども、これが基本的に地域手当という形に変わらして、本町においても、段階的に下げていくよという経過があったわけです。ですから、「100分の10」というのは、本則の残しと附則で、その情勢によって下げていくという形をとっていただんです。

今度、逆に、先ほどから議論がございまして、基本的に小田原市と合わせるんだよということであれば、「100分の10」ですから、本則の部分では「100分の10」で、ただ、3年間で上げていくよということですから、そこは附則で受けて、順次、情勢を見て、「100分の5」なり、「100分の7」という形になろうかと。ですから、ここで、本則でいうよりは附則で、今のスタイルでいくというのが順当かなと考えています。

○議長（小林哲雄）

副町長。

○副町長（小澤 均）

先ほど地域手当の関係について、町長からは、気持ちの中では、小田原並みということで扱っていきたいという答弁をされましたけれども、あくまでも断言的には捉えていただきたくないと思います。それぞれの自治体の中で、特別な事情ですとか、例えば、税収ががたっと落ちてしまうだとかという状況が発生する可能性もあるわけですから、そ

これはあくまでも小田原市並みを参考にしていきたいという気持ちの部分であるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

8番、山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。了解しましたというところで、次の質問になります。

14ページの3条の任期付職員についての給料月額については、削減という方向の中で、1号給から4号給まで示されておりますが、これは現状では、職員人数、どのような人数になっているのか、報告をお願いします。

○議長（小林哲雄）

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

それでは、お答えさせていただきます。現在、一般職の任期付職員はございません。ゼロでございます。こちら専門職ということで、一般職の任期付職員ということで、任期5年とか限って、専門員の人を雇う場合にある条例でございます。普通の職員にしましては、こちらではなくということで現在はいませんということです。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

それでは、続いて討論を行います。討論ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第8号 開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。

暫時休憩といたします。再開を15時10分といたします。

午後2時52分